国際規範と多国間交渉
―GATT・WTO ラウンド事例の比較分析―

大矢根　聡

はじめに

国際規範は、どのようにして成立し、変化するのだろうか。多くの研究がこの課題に挑み、特に国際機構の官僚組織や NGO のトランスナショナルなネットワークが国際規範の台頭と進展をいかに促すのか、有益な知見を提示してきた(1)。確かに国際機関や NGO の動きは、国際規範の形成や変化に向けて、重要なモメンタムを創りだす。ただし、それらは国際規範の展開過程に一般的な、いわばノーマル・トラックだろうか。国際規範は、むしろ政府間の多国間交渉を通じて進展するのが一般的であり、国際機関や NGO などは多国間交渉に決定的な刺激を与えても、これを代替しはしないのではないだろうか。また国際規範は、政府がこれを受容し、遵守してはじめて、国際関係において具体的効果をもたらす。にもかかわらず、政府間の多国間交渉が国際規範の進展をどのように促し、あるいは阻害するのか、その知見を拡大する研究は限られているようである(2)。

多国間交渉は、NPT（核拡散防止条約）や世界銀行、ポスト京都議定書を始めとして、多様な分野で国際規範の形成や修正の舞台となっている。その多国間交渉の特徴は、I. W. ザートマンが指摘するように、交渉過程を通じて国家間関係が構築されてゆく点にある(3)。多国間交渉は、仮に交渉国間に軍事的緊張や政治的対立があったとしても、その交渉分野では、別の次元の国家間関係を構築してゆき、合意に基づいて国際規範の形成・進展が実現するのである。少なからぬ研究者や実務家が、二国間交渉や一国による圧力に較

べて、多国間交渉は国際合意を相対的に容易にするメカニズムを備えていると指摘している(4)。

そのメカニズムとして着目されているのは、国家間の連合（coalitions）と争点連関（issue linkage）である(5)。多国間交渉では、多数の国が多数の争点を協議するため、交渉が複雑化し、合意形成のコストやリスクが増しかねない(6)。しかし実際には、多数の国が多数の争点に取り組むからこそ、立場の近い国や利害の一致する国が現れやすく、国家間の連合が成立する。また、いずれの国もいずれかの争点で利益を獲得し、他の不利益を相殺できるため、各国が争点間で取引しやすくなる。こうして国家間連合と争点連関が機能して、国際合意を後押しするのである。

このような多国間交渉の事例として、本稿では GATT（関税と貿易に関する一般協定）とその後身の WTO（世界貿易機関）のラウンド（多国間貿易交渉）をとりあげる。GATT・WTO は、貿易分野における国際規範の体系であり、それを 70 年近くにわたって維持、発展してきた。同時に GATT・WTO は多国間交渉の舞台でもあり、国際規範の進展を自ら交渉フォーラムとなって後押ししてきた。したがって、GATT 事務局長を務めた O. ロングが次のように指摘したのは、不思議ではない。（GATT は）「法的枠組みであると同時に交渉フォーラムである」。「GATT と交渉は事実上同義である」(7)。GATT・WTO は国際規範と多国間交渉の関連性を検討する上で、格好の事例だと考えられる(8)。

以下では、まず分析の鍵になる概念を設定し、その観点から GATT・WTO の国際規範が多国間交渉にどのように作用し、規範進展をめぐる議論をどのように促進し、あるいは阻害したのかを確認する。もっとも、国際規範と多国間交渉に関する研究は初歩的段階にあり、明確な理論的仮説を検証する状況にない。本稿では、現象から一定の特徴的パターンを抽出し、今後の理論化の一助とすることになろう。

1. 分析枠組み――規範複合、国家間連携、争点連関――

国際規範と規範複合

本稿が注目する国際規範とは、特定のアクターの集団において、許されない行動や歓迎される行動など、適切な行動に関して共通の期待を示すような理念を指す(9)。国際規範は、その萌芽となる理念や認識の存在しない真空状態において、突如として誕生するわけではない。GATT・WTO の自由貿易（主義）は、19 世紀以来の長い主張と実践の蓄積、またその衰退がもたらした第 2 次世界大戦の教訓を背景にして確立した。また、この自由貿易はもとより、国際規範は元来、単一の理念に基づいて純粋形態で成立するわけではない。しばしば他の一見矛盾する理念と結びついて、複合的構成をなす。それを本稿では、規範複合と呼んでおきたい。地球環境をめぐる「持続可能な開発」や、人道的介入をめぐる「保護する責任」などは、その好例であろう。もちろん、その複合の形態は様々であり、一方の規範が支配的で他方が周辺的理念にとどまる場合もあれば、二つ以上の矛盾しかねない規範が、緩やかに関連しつつ併存する場合もありえよう。

自由貿易の規範は、対外貿易上の自由競争とともに、国内経済における完全雇用を中心とする福祉や産業保護など、一定の政府関与を許容する理念と共存して、成立した。GATT・WTO ラウンドの交渉国は、経済発展段階や産業競争力も様々であり、またいずれの国内にも、強力で自由貿易を当然視する産業と、競争力を欠く弱小産業、自由貿易の理念に疑問を抱く NGO などが存在する。自由貿易が国際規範として広く受容され、安定的に持続する際には、矛盾しかねない福祉や産業保護、途上国開発などの理念も、一定の範囲で是認されるのが一般的である。

本稿では規範複合として、中核的規範の自由貿易が開発規範（あるいは各国に広く受容される前の開発理念）とどのように結びついていたのか、それ

が多国間交渉にどのように作用したのかに注目する。この規範複合のあり方は、交渉国が経済的繁栄の展望を共通の前提にできるかどうかに関わり、交渉のゆくえを左右する。その交渉の結果は、また国際規範（規範複合）の進展に帰結し、後の交渉に影響を及ぼす。こうして多国間交渉は、新たな環境や課題に対応して国際規範を見直し、進展させる機会になるのである。

国家間連合と争点連関

このような国際規範とその複合的性格は、多国間交渉に作用するが、その際に多国間交渉の力学を規定する主要な要素――国家間連合と争点連関を介して、交渉結果を左右すると考えられる。前者の国家間連合とは、各国が交渉において望む成果を獲得するために、他国に影響を及ぼそうとし、その手段として複数の国の影響力を統合しようとする対外協調的な行動を指す(10)。多国間交渉において、交渉参加国の数と国際合意の見込みは、逆の相関を示しがちである(11)。しかし、各国が国家間連合を追求するため、参加国が組織化されてゆき、多国間交渉に特有の複雑性が縮減するのである(12)。GATT ウルグアイ・ラウンドにおいて、農産物の貿易自由化を求める先進国と途上国が通称ケアンズ・グループを形成し、積極的な活動をみせた(13)。国家間連合の典型例であろう。

この国家間連合に関して、既存の研究は、国家間の理念やイデオロギーなどの距離が連合形成を左右すると指摘している(14)。また、こうした規範的要素は、国家間連合形成後の行動にも影を落とす。F. O. ハンプソンによれば、異なる規範に基づく異なる連合の間では、価値をめぐる議論が深刻化し、交渉が対決的になりうるという(15)。

また、後者の争点連関とは、交渉上の複数の争点を結びつけ、各国がいずれかの争点で利益を獲得できる状況を創出し、国際合意のために利益の均衡化を図る行為を指す(16)。この争点連関も、規範の次元と無関係ではない。各

国が特定の争点について利害を認識する際、規範がその利益の理解や展望を規定するからである。各国の利益認識が、異なる規範のために乖離していれば、交渉はいわば神学論争に陥り、根本的に噛み合わなくなろう。逆に、各国が異なる規範や理念に依拠している場合に、双方を正当とする規範複合が成立すれば、交渉が円滑化する可能性がある。

2. 事例分析１：GATT 東京ラウンドまで ―規範複合の形成と交渉への投影―

以下では、GATT・WTO ラウンドを事例として、それを 3 つの局面に分けて比較分析する。第 1 の局面は、GATT 第 1 回一般関税交渉（1947 年 4～10 月）から東京ラウンド（1973 年 9 月～79 年 7 月）である(17)。この局面では、多国間交渉が定着してゆき、国家間連合や争点連関が現れ、それらに基づいて合意が成立して国際規範の修正・発展が実現した。第 2 局面はウルグアイ・ラウンド（1986 年 9 月～1993 年 12 月）であり、単一のラウンドではあるが 7 年以上に及んだ。このラウンドは、国家間連合と争点連関が顕著に現れ､それが困難だった国際規範の劇的進展を可能にしたことで知られる。第 3 の局面は、WTO 成立後のドーハ・ラウンド（ドーハ開発アジェンダ。2001 年 11 月～現在）である。ここでも国家間連合と争点連関が盛んにみられた。にもかかわらず、交渉は停滞と決裂を繰り返し、合意の見通しは得られていない。それぞれの局面において、国際規範がどのように多国間交渉に作用し、どのような交渉上の国家間連合と争点連関が実現し、それらが国際規範の進展もしくは停滞に帰結したのだろうか。

自由貿易規範と開発理念の接合

第 1 局面から検討してゆこう。初期の 5 回の多国間交渉は一般関税交渉と称され、工業製品の関税削減に取り組み、それぞれ数千点以上の品目について関税削減を実現した。これにつづくケネディ・ラウンドでは、交渉の参加国が第 5 回交渉から倍増して 46 ヵ国になり、争点は工業製品全般の関税にわたった。部分的ではあるが農産物や、反ダンピング法などの国内法も扱った。東京ラウンドでは、参加国が大幅に増加し、争点も従来の関税から非関税障壁へと拡張した。非関税障壁とは各国国内の法制や経済的・社会的措置であり、1000 項目以上が検討対象となった。それらは客観的把握が容易でなく、各国固有の事情や慣行と密接に結びついている。すなわち非関税障壁は、関税のように客観的に捉えやすく、議論しやすいという「交渉可能性（bargainability）」が低く、東京ラウンドは「GATT の特性に対する実質的な挑戦」となった(18)。

これらの多国間交渉を通じて、規範複合はどのような状態にあり、国家間連合や争点連関にどのように作用したのか。まず規範の点では、1960 年代までの加盟国、特に西側諸国では自由貿易に対する支持、すなわち規範の正当性は堅固であたった(19)。世界恐慌後の保護貿易が戦争の主因になったという教訓は、まだ生々しく、自由貿易は国際協調や平和に資すると考えられた。また当時、冷戦の対立がなお厳しく、自由貿易に基づく経済的繁栄は、西側諸国の結束と政治的正当性をも裏づけると解されていた。

他方の開発の理念は、すでに潜在していたが、規範として確立してはいない。もちろん、GATT の原加盟国 23 ヶ国のうち 12 ヶ国は発展途上国であった。しかし、挫折した ITO（世界貿易機関）とは異なり GATT は 18 条（開発目的の政府支援の許容）くらいしか開発の関連規定を備えていなかった。そのため途上国は、自由貿易の規範を緩やかに適用するように求め、1954～55 年に GATT 再検討会議が開かれた際、国内の幼稚産業を保護する保護貿

易的措置は容認するよう要請した[20]。また 1958 年には、いわゆるハーバラー報告が発表され、国際貿易に途上国の構造的困難が存在するという見方が広がっていった。その対応策として、途上国が農産物貿易を安定化する国際協定の締結、先進国による途上国産品の輸入拡大などを主張し、しばしば急進化した。

ケネディ・ラウンドにおいても自由貿易規範は堅固であり、その冷戦上の効用も認識されていた。それは、交渉開始をリードし、ラウンドにその名を刻まれた J. F. ケネディ大統領の演説にも伺えよう。「より自由な通商は、大西洋の両岸の二つの巨大な市場をして、相互に力と活力をあたえ、また自由陣営の諸国民の安全保障にとって必要な多くの事業に着手するための資源と勢力の結合を可能ならしめる」[21]。

このケネディ・ラウンドでは、開発の理念が規定に明示されて GATT に編入され、自由貿易規範と法的関係を結ぶに至った。ケネディ・ラウンドが開幕した 1964 年、途上国に関する規定を記した GATT 第 4 部が成立したのである。これは、途上国が開発理念をイデオロギーとして強力に主張し、自由貿易規範の問題性を衝いた成果であり、同じ年には GATT に対抗する UNCTAD（国際連合貿易開発会議）も成立した[22]。ただし、GATT 第 4 部によって自由貿易規範と開発理念が対等な法的関係を築いたのではない。開発理念は周辺的であり、J. バグワティが指摘したように、途上国の貿易量が相対的に軽微で、先進国に大きな影響がないとみられたからこそ、第 4 部は成立したとも考えられる[23]。その意味において、開発は先進国の受容した規範には至らず、理念の段階にとどまったといえる。

そうだとしても、GATT に開発理念が正式に加わった意味は小さくない。途上国の地位に関する具体的概念―「特別かつ異なる待遇（special and differential treatment）」―が成立し、その影響が浸透してゆくからである。東京ラウンドでは、この概念が交渉開始を表明した東京宣言に盛り込まれ、

参加国のコミットを確保した。こうして、自由貿易規範と開発理念がリンケージを強め、貿易自由化を推進すれば、それに応じて開発への配慮も拡大するのである[24]。

交渉の多国間化による国家間連合と争点連関

第 1 回から第 5 回までの一般関税交渉において、多国間交渉に特徴的だとされる国家間連合と争点連関は認められない。にもかかわらず、複雑な多国間交渉が妥結したのは、アメリカ合衆国が交渉を主導したためであり、また交渉参加国が限られており、実質的には二国間ベースの積み重ねとして交渉が進んだためであった[25]。

すなわち、自由貿易規範が成立し、また開発理念が GATT に加わったのに伴って、多くの国がほぼ共通する認識を背景に交渉に臨んだ。しかし、この共通性のもとで多国間交渉を実質化する交渉方式は、まだ定着していなかったのである。確かに GATT 前文は、各国が関税を「相互かつ互恵的に」削減するよう定めていたが、この相互主義を交渉方式としたのは 1955 年であった。その後、多国間交渉が実質化したわけでもない。多数の品目で大量の貿易を実施する先進国は、大胆な関税削減案で交渉を牽引できた。しかし、途上国は関税削減の犠牲を抑え、先進国間の交渉にフリーライドして市場参入機会を期待しがちであった[26]。それだけでなく、ケネディ・ラウンドでは関税一括削減に加わらない国（ノンライナー〔nonlinear〕）も存在した。関税一括削減の対象は工業製品であり、農産物輸出国は不利だとしてオーストラリアやニュージーランド、途上国などが参加を控えたのである[27]。

このように、国際規範が多国間交渉に作用するには、相応の交渉方式が必要であった。したがって、関税一括削減がケネディ・ラウンドで交渉方式になると、ようやく国家間連合が姿をみせた。アメリカと EC、日本などが協議し、国際合意の形成を先導したのである。アメリカと EC が時に対立し、

連合は安定していなかったものの、後にグリーン・ルーム会合と呼ばれる非公式会合の前身となった(28)。また途上国も連合を形成し、セーフガード条項の協議などで一定の影響を及ぼした(29)。

この先進国間の連合は自由貿易規範に基づいていたとされ(30)、途上国の連合は、自由貿易はもとより開発の理念に支えられていた。自由貿易と開発の規範複合のもとで、貿易自由化が進展する一方で、途上国はその例外を容認され、その結果として先進国・途上国間の対立が過度に深刻化せずにすんだ。

次の東京ラウンドでは、国家間連合がより鮮明になり、また初めて争点連関が現れた。国家間連合としては、先進国がこれまで以上に緊密に協調し、非関税障壁という新たな交渉課題についても、アメリカと EC、日本などの間で調整が進んだ。また、先進国間の合意を他の国々へと広げてゆくという、「ピラミッド・プロセス」が「非公式だが浸透した制度的装置」として機能し、国際合意の成立を促した(31)。途上国も、従来以上にまとまりのある行動をとった。開発理念を踏まえて東京閣僚会議の宣言（1973 年 9 月）が「特別かつ異なる待遇」の概念を盛り込んだのも、途上国の連合の賜物であった。ブラジルやインド、エジプトなどがこの概念を強く主張し、アメリカが GATT の「UNCTAD 化」を懸念して、この概念を容認したのである(32)。

争点連関としては、アメリカと EC とが補助金と相殺関税の争点で取引し、妥協しあった(33)。アメリカの相殺関税法は、貿易上の悪影響を相殺する関税を貿易による損害の認定なくして賦課でき、これを EC が問題視した。これに対してアメリカは、相殺関税が必要なのは EC が補助金によって輸出ドライヴをかけるからだと反駁した。そこで、相殺関税と補助金をリンケージし、相殺関税について損害認定なき適用を禁止し、輸出補助金には厳格な適用を求めるなどして、双方が合意したのである。

こうして、自由貿易規範は多くの工業製品に適用されるようになり、一部の農産物や非関税障壁へと適用範囲を拡張し、大きな進展を示したのである。

東京ラウンドでは、約 20 の途上国が関税削減を実施し、自由貿易規範の受容を示す形になった[34]。他方で東京ラウンドでは、途上国が連携して抵抗するなどした結果、非関税障壁に関する特別協定（コード）の署名国が協定毎に異なるという、GATT の「バルカン化」が生じてしまった[35]。

3. 事例分析 2：ウルグアイ・ラウンド
―自由貿易規範の共有と連合・争点連関の活発化―

自由貿易規範の浸透と開発理念による緩衝

つづくウルグアイ・ラウンドは、124 の参加国が前ラウンドの 2 倍近くにあたる 15 分野に取り組む交渉となった。交渉分野はサービス貿易や投資、知的財産権など、以前は扱われなかった通称、新分野に踏み込んだ。

この多国間交渉では、規範複合の点で顕著な変化が生じていた。自由貿易規範が、かつてないほど途上国に浸透してゆき、この規範が開発理念を包含するまでになったのである。それは第一に、開発理念の観点からすれば、途上国の直面する問題を改善するとみられていた措置、第一次産品の国際協定や一般特恵関税制度が効果を発揮しなかったためであった。第二に、逆に自由貿易規範を受け入れ、対外貿易を活用した NIEs（新興工業化経済群）や ASEAN（東南アジア諸国連合）が急速な発展を示した。第三には、途上国の債務危機を救済する際、世界銀行や IMF（国際通貨基金）などがコンディショナリティとして自由主義的規範に基づく構造改革を求めたのである。こうした規範環境において、ブラジルやインドなど途上国の領袖と目される国々さえ、自由貿易へと政策の舵を切ったのである[36]。もちろん、少なからぬ途上国はウルグアイ・ラウンドにおける新分野の交渉を躊躇したが、アメリカ政府が交渉を「教育過程」と位置づけ、サービス貿易や知的財産権のルール

を整備すれば先進国から投資や技術移転が増える可能性を伝え、説得を重ね、また対応のための知見を提供した(37)。同時に途上国は、なおも開発理念を依拠して、自由貿易に対する緩衝的な措置を獲得できた。それは、ウルグアイ・ラウンドの開始を告げるプンタ・デル・エステ宣言が、交渉原則に一つに「特別かつ異なる待遇」を掲げたことで確認された(38)。

また交渉方式として、ウルグアイ・ラウンドでは一括取引（single undertaking）が採用された(39)。それは、東京ラウンドで交渉分野毎に合意国が異なり、国際規範が歪な構成になった反省に基づいていた。一括取引とは、全てが合意されるまで何も合意されないことを意味する。このため、どの国も自国の合意を条件として、要求の実現を追求する余地を獲得した。こうして、自由貿易規範の浸透と交渉方式の一括取引が揃い、交渉の多国間化がより実質的なものとなった。

国家間連合と争点連関の増大

このような多国間交渉のもとで、国家間連合が活発化し、初めて「グループ・ベースの交渉が共通の現象に」(40)なった。先進国の協調はグリーン・ルーム会合として機能し、途上国の連合も農業、補助金、相殺関税など多くの分野で、かつてなく効果を発揮した(41)。また興味深いことに、先進国と途上国を横断する連合が浮上した。農産物の貿易自由化を求めたケアンズ・グループ（カナダ、豪州、フィジー、マレーシア、インドネシア、ブラジル、ウルグアイなど、当初 14 ヶ国）、反ダンピング・ルールの厳格化を目指したグループ（日本、韓国、ASEAN 諸国、中南米諸国など）、特定の争点に限らず影響力の拡大を試みたドゥラペ・グループなどである(42)。こうした国家間連合が交差しあい、かつてなく多角的な取引が実現した。

争点連関も多数成立し、交差的な取引による包括的合意を促した。ラウンド開始期には、インドやブラジルなどが途上国連合の G10 を形成し、新分野

が交渉対象にならないよう働きかけ、他方で途上国の関心品目の貿易自由化を求めた。これに対して、スイスやコロンビアなどの先進国と途上国 20 ヶ国は「カフェ・オレ」と称する連合を設け、新分野交渉の可能性を模索した(43)。また交渉期間を通じて、先進国がサービス、知的財産権などの新分野に期待し、多くの途上国は新分野における不利益や先進国優位の固定化に抵抗した。他方で途上国は、多くの先進国が躊躇する農産物や繊維製品の貿易自由化を求めた。こうして、先進国側と途上国側の重視する争点がリンケージしたのである(44)。

以上のような国家間連合と争点連関が奏功して、各国が共通性の高い規範に依拠しながら複雑な取引を展開し、合意は成立した。その結果、自由貿易規範がサービスや投資、知的財産権、それに農産物など、広範な領域に拡張して具体的な規定に結実したのである。また、紛争解決手続きも高度化したため、自由貿易規範は各国に対する拘束力も強めた。それらが GATT を発展させた WTO に結晶化したのである。

もちろん、自由貿易規範が大きく伸張すると、途上国は将来的な利益を展望できたとしても、当面は適応の困難が生じる。このため、開発理念が自由貿易規範の正当な適用緩和・猶予を許容し、WTO は「特別かつ異なる待遇」を定めた条項を 145 も備えていた(45)。問題は、実際に途上国が発展軌道に乗れるかどうかであった。

4. 事例分析 3：ドーハ・ラウンド
―規範と連合、争点連関の重層的二極化―

自由貿易規範の相対化と開発の規範化

ドーハ・ラウンドは、参加国が過去最大規模の 159 ヶ国に及び、冷戦終結

も手伝って国連加盟国の 84.1%を網羅するに至った。交渉分野も、ウルグアイ・ラウンドの 15 分野には及ばないものの、8 分野を対象にした。

国家間連合と争点連関の点では、ドーハ・ラウンドはウルグアイ・ラウンドにもまして顕著であり、特に途上国による国家間連合が活発化した。なかでも G20 と称される途上国連合の活動は、交渉の推移を左右し、「交渉地図の最大の変化」もしくは「新たな貿易地図」と指摘されるほどであった(46)。争点連関も一貫してみられた。にもかかわらず、ドーハ・ラウンドは難航を極め、繰り返し暗礁に乗り上げて停滞している。なぜだろうか。

ウルグアイとドーハのラウンドで対照的なのは、規範複合のあり方であろう。第一に、1995 年に WTO が成立し、自由貿易規範を中核とする規則が拡大して、紛争解決手続きのもとで規則の運用も厳格化した(47)。第二に、このため貿易自由化のモメンタムが持続すると展望され、これに途上国の多くは警戒感も強めた。途上国は、ウルグアイ・ラウンドの結果に対応して国内法制を修正するのに大きな負担を背負い(48)、にもかかわらず、それに見合う貿易利益を享受できずにいた。そのようななかで、途上国の多くは自由貿易規範を遵守しつづける一方で、開発理念に公正性や正義を再発見し、アンビバレントな認識を示していた(49)。第三に、ドーハ・ラウンドの開始前、貿易と地球環境、労働（人権）などとの関係が議論になり、自由貿易規範と他分野で確立した規範とを調整する必要が生じた。その意味において、自由貿易規範が相対化した(50)。以上の規範環境のもとで、自由貿易を基軸とする規範複合において、開発理念が存在意義を高めていた。

このような状況において、WTO 加盟国は 1999 年 11 月～12 月、アメリカのシアトルで WTO 閣僚会議を開き、新たなラウンドの開始を検討した。しかしこの会議は、歴史的な失敗を喫する(51)。交渉課題をめぐって各国が衝突し、特にサービス貿易の自由化、地球環境や労働、シンガポール・イシューと称された競争政策、政府調達の透明性などに関して、推進派の先進国と抵

抗する途上国が鋭く対立したのである。

にもかかわらず、2 年後の 2001 年 11～12 月、カタールのドーハで閣僚会議を開催した際には、新ラウンドの開始で合意が成立した。直前に勃発した 9･11 テロ事件による、「緊迫した集合的ムード」が主たる要因だとされる(52)。テロは途上国の貧困を温床としているとして、安全保障上も国際貿易を通じて開発を進めるべきだと考えられたのである。ここでは、自由貿易と開発がともに規範として両立すると想定された。それを反映して、ドーハ閣僚宣言は、「国際貿易は開発の促進と貧困の削減に大きな役割を果たすことができる」とし、「途上国の要求と利益」を課題の中心に据えるよう表明した(53)。

もっとも、開発規範に関わる途上国への支援自体は、世界銀行の融資や各国の ODA（政府開発援助）の対象であっても、元来 WTO の対象ではない。WTO における開発関連の争点は、貿易自由化の義務の猶予や緩和、義務履行のためのキャパシティ・ビルディング支援などを中心としていた。自由貿易を通じて開発を促す点は、先進国のみでなく途上国でも、程度の差はあれ理解されていた。

自由貿易と開発の両立は、WTO 事務局による調査にも依拠していた。途上国の反発に鑑みて、事務局は 9・11 テロ事件の前に調査を行い、報告書『貿易と所得不均衡、貧困』をまとめていた。その報告書は、貿易自由化が貧困を削減し、途上国が先進国を追い上げるのを助けるとし、自由化の負の作用には社会的セーフティ・ネットで対応可能であると論じていたのである(54)。

こうして各国は、自由貿易と開発の両立性を前提にし、これに伴って開発理念を規範として受容したといえる。またドーハ・ラウンドでは、交渉方式にウルグアイ・ラウンドと同じ一括取引を採用した。したがって、今回も国家間連合と争点連関が活性化し、合意形成を促しても不思議ではなかった。しかし、実際の交渉は難航し、交渉期間の中間に位置する 2003 年 9 月（当初、交渉期限は 2005 年 1 月の予定）のカンクン閣僚会議を前にして、よう

やく加速した。しかも、カンクン閣僚会議は決裂した。

そのカンクン閣僚会議につづく香港閣僚会議（2005 年 12 月）では、各国が宣言に合意できた。その宣言は、自由貿易と開発の規範の均衡化を交渉原則に掲げる方向に推移しており、規範複合の変質が認められる。すなわち香港宣言は、多くの途上国が求める農産物と、先進国が重視する非農産物（鉱工業製品、林産物、水産物）について「市場参入のバランス」をとり、双方の「市場参入における野心の水準が同程度に高くなることを確保する」よう求めていた。しかも、このバランス確保が規範レベルの「開発の目標を前進させることの重要性」に基づいており、「特別かつ異なる待遇の原則と整合的」だとしたのである(55)。

二極化する国家間連合と争点連関

以上のように、規範複合において開発が規範化し、またそれが自由貿易規範と均衡化すると、多国間交渉において国家間連合と争点連関はどのような動きを示したのか。まず交渉開始期に、自由貿易・開発規範の両立が前提となりつつあった頃、国家間連合と争点連関をむしろ抑制する動きが顕著になった。多くの途上国が労働や環境、競争政策などに自由貿易規範を適用することに抵抗し、連合形成を模索した際、先進国は譲歩を選んだ。このため、労働や競争政策などは交渉対象から外れ、環境の議論は協議に格下げされたのである。途上国は堅固な連合を組むに至らなかった(56)。また先進国側は、従来のようにグリーン・ルーム会合を活用するのを控えた。このように、自由貿易・開発規範の両立性を揺さ振るような動きに対しては、自制が働いたのである。

とはいえ、上に述べたように、香港閣僚会議が規範複合の変質を示すのと前後して、国家間連合と争点連関に変化が生じた。その契機は、カンクン閣僚会議が迫り、各国が交渉を加速するなかで、アメリカと EU が農産物自由

化のモダリティ（方式）に合意し、交渉の局面打開を図ったことにあった。米欧合意による交渉の劇的な加速は、ウルグアイ・ラウンドの終盤にも実現していた。しかしそうであるからこそ、多くの途上国は、関心を抱く農産物分野で先進国の主導性と自由貿易規範の優位が確立する事態を警戒した。この点では、政治・経済的に対立しがちな中国とインドも同調し、途上国が連携して反対した。これが G20 という国家間連合に発展するのである[57]。

G20 はこの後、途上国がかつてのないほど大きな影響力を示す基盤になる。もちろん、途上国といっても利害の相違を抱えており、例えばブラジルや南アフリカは農産物輸出国であるが、インドや中国は輸入国であり、先進国の市場開放は要求しても自国の開放には反対であった。また、経済成長の著しい中国やインドなどと、貧困にあえぐ最貧国の間にも利害の違いがあった。しかし G20 は、独自の会合を重ねて意見調整を図り、例えば 2004 年 7 月の枠組み合意に際して、ブラジルが先進国側に譲歩しようとするとインドがブレーキをかけるなど、G20 としての結束を優先した[58]。また途上国は、G33 や G90 など数多くの連合を次々に形成していったが、それらが対立しあう事態も回避した。

他方の先進国は、連合としての G20 の分断も試みたが、その効果は限られていた。同時に、先進国の連合としての行動は控えた。したがってグリーン・ルーム会合では、メンバーや運営をオープンにし、通称 FIT 原則を掲げた（FIT 原則とは、全面参加〔Full participation〕、包括性〔Inclusiveness〕、透明化〔Transparency〕）[59]。このためグリーン・ルーム会合には先進国と途上国のコア・メンバーが参加したが、国際規範や合意形成慣行に関する共通認識は、ウルグアイ・ラウンド時に較べると揺らいでいた。

争点連関は、G20 の活動に伴って、伝統的な農産物分野と鉱工業分野の間で成立していった。重要な争点となったのは、(1) 農産物分野の市場参入（関税撤廃など）、(2) 同分野の国内支持（輸出補助、国内生産のための交付金、

価格支持など）の撤廃[60]、（3）非農産物の市場参入（鉱工業製品、林産物・水産物の関税撤廃など）であった。この 3 争点間で各国が攻守の立場を変えて複雑に対峙していたが、その対立軸は次第に途上国と先進国との連合間対立へと収斂していった[61]。

前回のウルグアイ・ラウンドでは、交渉が具体的論点に及ぶと、このような国家間連合と争点連関によって次第に交差的に取引が活発化し、微妙な調整が進展した。その際に規範複合を背景として、各国が自由貿易規範に基づいて将来の利益を展望でき、また自由貿易規範への早急な適応が難しい途上国も、正当な猶予を獲得できた。しかしドーハ・ラウンドでは、規範と国家間連合、争点連関が連動しても、各国間の交差的調整ではなく、むしろ重層的な対立構造が顕在化するのである。

規範と連合、争点の連動

すなわち、カンクン閣僚会議後、交渉は具体的論点へと踏み込んだものの、各国間の調整は一層難航した。その調整の場として、ジュネーブで開催された 2006 年 7 月と 2008 年 7 月の非公式閣僚会議が、ピークをなした。これらの閣僚会議はグリーン・ルーム会合として実施され、前者の会議では G6（先進国のアメリカ、EU、日本、オーストラリアと、途上国のブラジル、インド）、後者では再編された G6（先進国のアメリカ、EU、オーストラリア、途上国のブラジル、インド、中国）が交渉に臨んだ。

これらの交渉では、農産物と非農産物のモダリティの議論が進み、具体的論点として特別セーフガードや特別品目が問題になった。特別セーフガードとは、途上国が貿易自由化の実施後に輸入急増に直面した場合、緊急避難的に輸入制限を認める措置であった。特別品目は、途上国が貿易自由化する際、一定の品目の免除を認める措置である。前者について、中国やインドは輸入制限の発動条件を緩めるように求め、輸入が 115%まで拡大すれば自動的に

発動できるよう主張した。これに対してアメリカは、輸入制限の発動に厳格な条件と代償的な貿易自由化の義務を求めた。この点について、微妙な利害調整は不可能ではなかったと考えられる。しかし、双方は香港宣言における交渉原則を根拠にして、この具体的論点が農産物と非農産物の市場参入バランスに関わり、さらには自由貿易と開発の規範の均衡性に関わる点に頼って、非妥協的な立場に傾斜した。また中国やインドは、G20 をはじめとする途上国の連合を背景にして、影響力を強めていた。

こうして交渉は、主として先進国と途上国の国家間連合、非農産物と農産物の争点群、自由貿易と開発の規範が重層的に対峙しあう構図へと陥っていった。交渉において具体的な論点で一致点を見いだし、そこから合意を積み上げようとしても、幾つかの国が規範の正当性を掲げて要求を強めた。こうして、2006 年の非公式閣僚会議は決裂し、P. ラミー事務局長が交渉凍結を表明せざるをえなくなり、2008 年の会議も同様の経緯を辿った(62)。2011 年に入ると、ラミーWTO 事務局長が一括取引を棚上げし、部分合意を目指す提案をするに至った。同年 12 月に第 8 回閣僚会議がジュネーブで開かれると、各国が一括的な合意の困難を認め、交渉は休止してしまった。その後も、交渉の再開や可能な合意形態の模索がつづいている。しかし、ドーハ・ラウンドは実質的に失敗の淵にある。

結論

本稿では、国際規範が多国間交渉を通じて進展、もしくは停滞する点に着目した。また、その多国間交渉において既存の国際規範が各国の行動を枠づけ、その行動が国際規範の進展・停滞に帰結するダイナミズムを、GATT・WTO ラウンドの事例に検出してみた。

GATT・WTO では、国際規範として自由貿易と開発がその時々のバランスで複合をなしていた。その規範複合に基づいて、各国が共通して利益を獲得しうる、という展望を抱いた。他方で途上国は、貿易自由化の正当とされる猶予や例外を獲得し、先進国もそれを是認した。このように、国際規範を備えた多国間交渉では、各国が共通性のある前提に基づいて交渉できた。しかも、一括取引のような交渉方式が実現すれば、各国が相互に交渉力をもち、交渉がより実質的に多国間ベースで稼働した。

このような多国間交渉においては、各国が国家間連合を形成し、争点連関を活用して有利な取引を追求し合った。すると、各国間の取引が交差的に展開して、国際合意が成立しやすくなった。こうした動きは、事例 1 の東京ラウンドまでに徐々に顕在化し、その結果として、自由貿易規範がより広範な製品貿易や非関税障壁などに拡張してゆき、豊富な規定に結実した。もっとも、東京ラウンド以前は交渉参加国が比較的限られており、また東京ラウンドの合意が「バルカン化」の様相を示したのも事実である。

事例 2 のウルグアイ・ラウンドでは、自由貿易規範がより広く浸透し、各国により共通性の高い前提が生まれていた。また、国家間連合と争点連関が活発化し、多様な国々が多様な争点をめぐって多角的に取引し、画期的な成果に帰結した。もちろん、交渉が難航する場面もあったものの、自由貿易規範はサービスや農産物の貿易、知的財産権などにも及び、規則は広範で厳密なものとなった。WTO の成立は、こうした成果を象徴していよう。

しかし事例 3 のドーハ・ラウンドでは、先行するラウンドと違って、国家間連合と争点連関が合意形成の推進力を創りださなかった。自由貿易に対して開発の規範化が進み、二つの規範の両立性だけでなく、バランスが各国の前提になっていった。それを受けて、先進国と途上国がそれぞれ連合を形成し、その連合が結局は農産物と非農産物（鉱工業製品等）の争点をめぐって対峙した。しかも、双方の連合は自由貿易と開発のそれぞれの規範の正当性

に頼り、交渉において強硬姿勢を維持してしまう。ここに各国は規範と国家間連合、争点の各層で二極化し、この対立が構造化して、交渉は膠着状態に陥ったのである(63)。

本稿の分析では、国際規範が各国の利益判断や行動選択の前提として作用すると想定している。また本稿は、国際規範と多国間交渉の連関のダイナミズムを包括的に捉える点に主眼を置いている。したがって、国際規範が各国の行動をどの程度まで規定したのか、各国は国際規範に従っているのか、それとも国際規範を利用したのか、といった規範分析につきものの難問に踏み込んではいない（特にドーハ・ラウンドの後半では、各国が国際規範を戦略的に援用した可能性がある）。今後の課題であろう。

GATT・WTO は自由貿易の国際規範から出発して、その対象を大きく拡張してきた。それに伴って、貿易が異なる次元の開発のみならず、知的財産権や地球環境などと接点をもち、他の分野で確立している国際規範との調整過程に入っている。この点について、一方では、GATT・WTO が不整合な構成になった点を批判する意見があり、他方では、GATT・WTO がグローバルな包括的秩序、すなわちグローバル・ガバナンスの中核となりつつあるとして、期待する見解もある(64)。本稿の分析では、この国際規範の拡張過程において、多国間交渉に特有の政治的力学が介在する点を明確化した。また、その多国間交渉においても国際規範が作用しつづけ、その作用が合意形成に資する政治力学を創出する場合と、逆に、合意形成を阻害する政治力学に帰結する場合を提示した。WTO が現状の国際規範上の問題点を軽減し、より建設的な方向で国際規範を拡張するには、相応の交渉方式や政治的力学の条件を整備する必要があろう。

《注》

(1)Michael Barnett and Martha Finnemore, Rules for the World: International Organization in Global Politics, Cornell University Press, 2004; Margaret E. Keck and Kathryn Sikkink, Activist Beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics, Cornell University Press, 1998; Thomas Risse, Stephen C. Ropp, and Kathryn Sikkink, eds., The Power of Human Rights: International Norm and Domestic Change, Cambridge University Press, 1999; Frank Schimmelfenning, The EU, NATO and the Integration of Europe: Rules and Rhetoric, Cambridge University Press, 2003.

(2)研究の例として栗栖薫子「安全保障―多国間フォーラムにおける概念の普及過程―」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣、2013 年。大矢根聡「TRIP への道程―コンピュータ・プログラム問題をめぐる政府間交渉と民間対話―」大矢根『国際レジームと日米の外交構想』有斐閣、2012 年。多国間交渉の研究も限られているが、代表的な例として、I. William Zartman, International Multilateral Negotiation: Approaches to the Management of Complexity, Jossey-Bass Inc., 1994; Fen Osler Hampson, with Michael Hart, Multilateral Negotiations: Lessons from Arms Control, Trade, and the Environment, The Johns Hopkins University Press, 1995.

(3)I. William Zartman, "Introduction: Two's Company and More's a Crowd: The Complexities of Multilateral Negotiation," Zartman, ed., *op. cit.*, pp.1-2.

(4)Zartman, *op. cit.*, pp.3-6; Christina Davis, "International Institutions and Issue Linkage: Building Support for Agricultural Trade Liberalization," American Political Science Review, 98 (1), pp.155-156; 高瀬保『ガットとウルグアイ・ラウンド』東洋経済新報社、1993 年、20 頁。

(5)この点に論及した代表的な研究として、Zartman, *op. cit.*; Hampson, *op. cit.* 争点連関（争点リンケージ）を特に論じた例として、Davis, *Ibid.*

(6)Zartman, *Ibid.*, pp.1-2; Sylvia Ostry, "Trade, Development, and the Doha Development Agenda," in Donna Lee and Rorden Wilkinson, eds., The WTO after Hong Kong: Progress in, and Prospects for, the Doha Development Agenda, Routledge, 2007, pp.29-30; Gilbert R. Winham, "Complexity in International Negotiation," in Daniel Druckman, ed., Negotiations: Social-Psychological Perspectives, Sage Publication, 1977; Hampson, *op. cit.*, p.28.

(7)Olivier Long, Law and Its Limitations in the GATT Multilateral Trade System, Graham & Trotman/ Martinus Nijhoff, 1987, p.21.

(8)GATT・WTO では、従来の国際規範研究が着目していた官僚機構の役割が相対的に小さ

く、加盟国主導（member-driven）を特徴としている点でも、多国間交渉の事例分析に適切だと考えられる。Long, *op. cit.*, pp.61-64.

(9)Martha Finnemore, National Interests in International Society, Cornell University Press, 1996, pp.22-24; Audie Klotz, Norms in International Relations: The Struggle against Aprtheid, Cornell University Press, 1995, p.14.

(10)Christophe Dupont, "Coalition Theory: Using Power to Build Cooperation,"in Zartman, *Ibid.*, p.148; Hampson, *op. cit.*, p.29. したがって、交渉の枠外で持続的な協調を実現する同盟や、交渉上の成果を意図しないアド・ホックな連携とは区別される。

(11)Saadia Tauval, "Multilateral Negotiation: An Analytic Approach," Negotiation Journal, 5 (2), 1989, p.163.

(12)Zartman, *op. cit.*, pp.4-7.

(13)Amrita Narlikar, International Trade and Developing Countries: Bargaining Coalitions in the GATT and WTO, Routledge, 2003, pp.127-154.

(14)Winham, *op. cit.*, 1977; Dupont, *op. cit.*, p.150.

(15)Hampson, *op. cit.*, pp.28-29.

(16)Davis, *op. cit.*, p.153; Zartman, *op. cit.*, p.4.

(17)第 2 回の一般関税交渉は 1949 年 8～10 月（参加国 32）、第 3 回は 1950 年 9 月～51 年 4 月（参加国 34）、第 4 回は 1956 年 1～6 月（参加国 22）、第 5 回（通称ディロン・ラウンド）は 1961 年 5 月～62 年 7 月（参加国 23）に実施された。

(18)Kenneth W. Dam, The GATT: Law and International Economic Organization, The University of Chicago Press, 1970, pp.26-27; John H. Jackson, Restructuring the GATT System, The Royal Institute of International Affairs and Council on Foreign Relations Press, 1990, p.37.

(19)Gilbert R. Winham, International Trade and the Tokyo Round Negotiation, Princeton University Press, 1986, p.396.

(20)Robert E. Hudec, with J. Michael Finger, Developing Countries in the GATT Legal System, Cambridge University Press, 1987, pp.41-42.

(21)ハラルド・B. マルムグレン『新国際ラウンド―通商平和か通商戦争か―』サイマル出版会、1972 年、20 頁。

(22)イデオロギーとしての開発理念や途上国の対応については、Hudec, *op. cit.* 同書をヒューデックの死後にアップデートした以下も参照。Chantal Thomas, Joel P. Trachtman, Developing Countries in the WTO Legal System, Oxford University Press, 2009.

(23)Jagdish Bhagwati, Protectionism, MIT Press, 1988, pp. 12-13.

(24)Ministerial Meeting － Tokyo, 12-14 September 1973, Declaration of Ministers

Approved at Tokyo on 14 September, 1973; Long, *op. cit.*, pp.14, 89, 104-6. 開発理念の正当性の受容に関しては、Jens Steffek, "The Legitimation of International Governance: A Discourse Approach," European Journal of International Relations, 9 (2), pp. 249-275.

(25)大蔵省関税局監修『ケネディ・ラウンドの全貌―交渉の内幕と今後の問題点―』日本関税協会、1967 年、9～10 頁; Winham, *op. cit.*, 1986, p.386.

(26)大蔵省関税局、前掲、10・36～37 頁。Soo Yeon Kim, Power and the Governance of Global Trade: From the GATT to the WTO, Cornell University Press, 2010, pp.59-67.

(27)Hudec, *op. cit.*, p.68; マルムグレン、前掲、50 頁。

(28)*Ibid.*, p.54. グリーン・ルーム会合と国家間連合については、Kent Jones, The Doha Blues: Institutional Crisis and, pp. 85-118.

(29)Gilbert R. Winham, The Evolution of International Trade Agreements, University of Toronto Press, 1992, p.55. ケネディ・ラウンドについては、John W. Evans, The Kennedy Round in American Trade Policy: The Twilight of the GATT, Harvard University Press, 1971.

(30)Winham, *op. cit.*, 1986, p.400.

(31)Jones, *op. cit.*, 24; Winham, *op. cit.*, 1986, p.54. また、先進国間の対立に焦点を合わせた研究として、Joseph M. Grieco, Cooperation among Nations: Europe, America, and Non-Tariff Barriers to Trade, Cornell University Press, 1990.

(32)John H. Barton, Judith L. Goldstein, Timothy E. Josling, and Richard H. Steinberg, The Evolution of the Trade Regime: Politics, Law, and Economics of the GATT and the WTO, Princeton University Press, 2006, p.65.

(33)Winham, *op. cit.*, 1986, pp.371-372; 嶌信彦『東京ラウンド―80 年代の国際貿易体制―』教育社、1979 年、72～73・114～116 頁。

(34)Hudec, *op. cit.*, pp.77-78.

(35)Jackson, *op. cit.*, p.25.

(36)Jane Ford, A Social Theory of the WTO Trading Culture, Palgrave, 2003, pp. 116-132,161-186; 柳赤秀「WTO と途上国―途上国の『体制内化』の経緯と意義を中心に―（上、中、下－Ⅰ・Ⅱ）」『貿易と関税』第 46 巻第 7・10 号、1998 年、第 48 巻第 7・8 号、2000 年。

(37)USTR（合衆国通商代表部）の WTO 交渉者に対するインタビュー（2003 年 9 月、ワシントン DC）。溝口道郎・松尾正洋『ウルグアイ・ラウンド』日本放送出版協会、1994 年、130 頁。

(38)Multilateral Trade Negotiations－The Uruguay Round－Ministerial Declaration on

the Uruguay Round, 20 September, 1986.

(39)東京ラウンドでも一括取引の採用が検討され、東京宣言に盛り込まれたものの実現しなかった。Ministerial Meeting－Tokyo, 12-14 September 1973, Declaration of Ministers Approved at Tokyo on 14 September, 1973.

(40)Winham, *op. cit.*, 1992, pp.57～58.

(41)*Ibid.*, 1992, p.56.

(42)John Whalley, "Coalitions in the Uruguay Round," Review of World Economics (Weltwirtschaftliches Archiv), 125 (3), pp.547-562; 溝口・松尾、前掲、37～38・130 頁。

(43)Narliker and Odell, *op. cit.*, pp. 1019; Dilip K. Das, The Evolving Global Trade Architecture, Edward Elgar, 2007, pp. 34-36.

(44)John Croome, Resharping the World Trading System: A History of the Uruguay Round, Kluwer Law International, 1995, p.31; 溝口・松尾、前掲、32～38 頁。

(45)WTO, "Implementation of Special and Differential Treatment Provisions in WTO Agreements and Decisions," WT/COMTD/W/77 (WTO, 2000) p. 8.

(46)Sylvia Ostry, "Trade, Development, and the Doha Development Agenda," in Lee and Wilkinson, *op. cit.*, pp. 31-32; Wyn Grant, "The Shift from Duopoly to Oligopoly in Agricultural Trade," in Lee and Wilkinson, *Ibid.*, p.170; Ian Taylor, "The Periphery Strikes Back：The G20 at the WTO," in Lee and Wilkinson, *Ibid.*, p.162.

(47)荒木一郎・川瀬剛志編『WTO 紛争解決手続きにおける履行制度』三省堂、2005 年。

(48)濱田太郎「WTO における後発途上国問題―二重規範論の再検討―」『日本国際経済学会年報』第 16 号、2007 年、95～103 頁。

(49)Amrita Narlikar, "All's Fair in Love and Trade?: Emerging Powers in the Doha Development Agenda Negotiations," in Lee and Wilkinson, *op. cit.*, pp.189-204. 例えばインドの政策について、Ford, *op. cit.*, pp.151-160.

(50)このような規範間の接合、調整については、大矢根聡「レジーム・コンプレックスと政策拡散の政治過程―政策アイディアのパワー――」日本国際政治学会編（大芝亮・古城佳子・石田淳責任編集）『日本の国際政治学 2―国境なき国際政治―』有斐閣、2009 年。

(51)Janet Thomas, The Battle in Seattle: The Story behind and beyond the WTO Demonstration, Fulcrum, 2000; Rorden Wilkinson, The WTO: Crisis and the Governance of Global Trade, Routledge, 2006, pp.112-121.

(52)Jones, *op. cit.*, p.40

(53)WT/MIN(01)/DEC/1, 20 November, 2001, Ministerial Declaration, Adopted on 14 November, 2001.

(54)WTO, Trade, Income Disparity and Poverty, WTO Special Studies 5, WTO, 2000.

(55)Balance between Agriculture and NAMA, WT/MIN (05)/ DEC, 22 December 2005, Doha Work Program, Ministerial Declaration. この宣言の少し前、インドの商工相は、交渉は途上国の開発と貧困の削減のために進展させるべきであり、交渉の成果は途上国の雇用や人々の貧困からの脱出などの観点で考えるべきだと主張している。”WTO Stalemate a Wake-up Call,” Press Release, Department of Commerce, Government of India, July 29, 2005.

(56)Jones, *op. cit.*, pp.41-44.

(57)“WTO: Why India and China Said No to US,” Business Week, July 30, 2008; “Kamal Nath Plans to expand G-20 rule at WTO,” The Hindu, May 25, 2004.

(58)Narliker and Odell, *op. cit.*, pp.115-144; “India and the G-20,” India & WTO Newsletter, December, 2003.

(59)Peter Gallagher, The First Ten Years of the WTO 1995-2005, Cambridge University Press, 2005, pp. 81-82. ジュネーブ国際機関日本政府代表部の関係者に対するインタビュー（2004 年 3 月,ジュネーブ）。

(60)国内支持は黄、青、緑と称される 3 つのカテゴリーに分類される。黄の政策は貿易歪曲的な効果を有する削減対象であり、価格支持などの国内措置を指す。緑の政策は貿易歪曲効果が軽微であり、削減対象にならない。食糧安全保障や環境、健康などに関する措置が該当する。青の政策は両者の中間であり、生産調整など一定の条件を満たす直接支払いの補助金などを指す。

(61)当初は、(1) 農産物の市場アクセスでは、アメリカ、オーストラリア、ブラジル、アルゼンチンなどが積極的で、EU や日本などが消極的であった。(2) 農産物の国内支持では、逆にアメリカが最も消極的で、他の各国は程度の差はあれ前向きであった。また (3) 非農産物の市場アクセスについては、先進国が関税削減に積極的で、多くの途上国、特にブラジルやインドが消極的であった。

(62)Jones, *op. cit.*, pp.45-46.

(63) ドーハ・ラウンド難航の要因については、交渉対象の拡大によるマネイジの困難、一括取引の機能不全、先進国から途上国へのパワー・シフト、貿易交渉における開発促進の無理、アメリカの衰退などが指摘されてきた。Johns, *op. cit.*, pp.3-5.

(64)批判として、Ernst-Ulrich Petersmann, “From Negative to Positive Integration in the WTO: Time for Mainstreaming Human Rights’ into WTO Law,” Common Market Law Review, vol.37, 2000, pp.1363-82; Klaus Stegemann, “The Integration of Intellectual Property Rights into the WTO System,” World Economy, vol.23, no.9, 2000, pp.1237-67.期待する見解として、Marco C. E. J. Bronckers, “More Power to the WTO?” Journal of International Economic Law, vol.4, no.1, 2001, pp.41-65. 次の論

考も参照。Aaditya Matoo and Arvind Subramanian, “From Doha to the Next Bretton Woods: A New Multilateral Trade Agenda,” Foreign Affairs, January/ February, 2009.

（大矢根　聡　同志社大学法学部教授）